身体的拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人明和会 陽だまりの郷

## 1 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 身体拘束適正化(廃止)に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止および適正化に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

①介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急 やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

②緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ・切 迫 性:利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく 高いこと。
- ・非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ・一 時 性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。 ※身体的拘束を行う場合には、以上三つの要件を全て満たすことが必要です。
- (2) 身体拘束適正化(廃止)に向けての基本方針
- ①身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

②やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束適正化委員会を中心に充分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人または家族への説明同意を得て行います。また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

③日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ・利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ・言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ・利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた 丁寧な対応をします。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行動は 行いません。万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束適正化検討委員会において検討を します。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努めます。

## 2 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置

当事業所では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化検討委員会を設置します。

- ①設置目的
  - ・事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
  - ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
  - ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
  - ・身体拘束適正化に関する職員全体への周知
  - ・身体拘束適正化に関する研修の企画及び運営
  - ・身体拘束適正化(廃止)に関する職員全体への啓発・指導
  - ・高齢者虐待・身体拘束に関するマニュアルの見直し
- ②身体拘束適正化委員会の構成員と任期
  - ・管理者 ・介護職員 ・介護支援専門員 ・その他管理者が任命する者
  - ・委員の互選により、委員長を選出します。
    - ※この委員会の責任者は委員長とし、その時参加可能な委員で構成する。 管理者は①の事項の最終的な意思決定を行う役割を担う。
  - ・委員の期間は1年間とする。
- ③身体拘束適正化検討委員会の開催
  - ・定期(概ね3ヶ月に1回)開催する。
  - ・必要時は随時開催する。
  - ・急な事態(数時間以内に身体拘束を要す場合)は、生命保持の観点から多職種共同での委員会に 参加できない事が想定されます。その為、意見を聞くなどの対応により各スタッフの意見を盛り 込み検討します。

#### 3 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

当事業所のすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの実施を目的とした職員教育を行います。

- (1) 職員研修の企画及び運営
- ① 職員研修の企画及び運営は、身体拘束廃止委員会を中心として行います。
- (2)職員研修の目的及び実施回数
- ①定期的な教育・研修(年2回)の実施
- ②新任者に対する人権を尊重したケアの実施を目的とした研修、身体拘束廃止・改善のための研修の 実施
- ③その他必要な教育・研修の実施

# 4 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針、身体的拘束等発生 時の対応に関する基本方針

(1) やむを得ず身体拘束を行う場合等の報告・方法等対応

本人または利用者の生命または身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

#### 【介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為】

- ・徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッド柵(サイドレール)で囲む。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または、皮膚をかきむしらないように、手指の 機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車い すテーブルをつける。
- ・立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

#### ①カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化委員会を中心として、委員とその他職員が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。

要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

#### ②利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を 詳細に説明し、充分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束 を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態など を確認説明し、同意を得たうえで実施します。

# ③記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・ やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時 検討します。その記録は2年間以上保存、行政担部局の指導監査が行われる際に提示できるようにし ます。

#### ④拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除 します。その場合には、契約者、家族に報告いたします。

尚、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合がありますが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、ご家族(保証人等)に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施させていただきます。

# 5 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、ホームページにおいて、また希望に応じ直接、利用者または家族等が閲覧できる ようにします。

# 6 その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

当事業所では、共通認識のもと職員が一丸となり、身体拘束を行わない状態の実現を目指すため、拘束を誘発する原因を探り除去するケアに心がけ、事故の起きない環境整備を提案し、柔軟な応援体制を確保するとともに、常に代替的な方法がないか工夫や情報収集を行い、改善を推進するものとします。

# 附 則

この指針は、平成30年4月1日から施行する。